

山梨県公報

号外第五十一号

令和三年

十二月二十四日

金 曜 日

目 次

- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………六
- 国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………八

条例のあらまし

- **山梨県手数料条例の一部を改正する条例** (条例第五十二号) (建築住宅課)
 - 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等について、手数料の額を改定する。
 - (二) 住宅の容積率に関する特例の許可の申請に係る手数料を定める。
 - (三) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に係る手数料等を定める。
 - (四) その他規定の整備を行う。
 - 2 この条例は、令和四年二月二十日から施行することとした。
- **山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例** (条例第五十三号) (警察本部生活安全企画課)
 - 1 銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) クロスボウの取扱いに関する講習会の開催に係る手数料を定める。
 - (二) クロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請に係る手数料を定める。
 - (三) 銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に係る手数料について、クロスボウの所持の

許可の申請を行う場合の額を定める。

(四) 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る手数料について、クロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合の額を定める。

(五) その他規定の整備を行う。

- 2 この条例は、令和四年三月十五日から施行することとした。

- **国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例** (条例第五十四号) (耕地課)

- 1 国営土地改良事業における受益者負担の適正化を図るため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 条例の題名を「国営土地改良事業負担金等徴収条例」に改める。
 - (二) 国営土地改良事業の負担金の支払いに係る利率を年五パーセントから年度ごとに農林水産大臣が定める率に改める。
 - (三) 県が農地の所有者等から徴収する特別徴収金について定める。
 - (四) その他規定の整備を行う。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

- **山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例** (条例第五十五号) (森林整備課)

- 1 土砂の崩壊等の防止を図るため、土砂の埋立て等の規制対象について、採取土砂のみによる埋立て等を許可の適用除外とする規定を削除することとした。
- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

- **山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第五十六号) (企業局総務課)

- 1 奈良田第一発電所及び奈良田第二発電所の常時使用水量の変更に伴い、奈良田第一発電所及び奈良田第二発電所の常時出力を改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- **山梨県条例第五十二号**

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の百八十の項中「第三項」を「第四項」に改め、同項ただし書を削り、同項イ中「適合証（別に知事が指定する者が作成した、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。ハ及び百八十の二の項から百八十一の二の項）を「確認書等（その住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第二条第四項に規定する長期使用構造等をいう。）である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第三項に規定する確認書をいう。）若しくは住宅性能評価書（同法第五条第一項に規定する住宅性能評価書をいう。）又はこれらの写しをいう。以下この項から百八十三の六の項）に改め、同項イ（一）中「住宅」の下に「（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項から百八十三の六の項までにおいて同じ。）」を加え、「八千三百円」を「一万六千円」に改め、同項イ（二）中「共同住宅等」の下に「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から百八十三の六の項までにおいて同じ。）」を加え、「一万三千円」を「二万五千円」に改め、同項イ（三）中「二万二千円」を「三万九千円」に改め、同項イ（四）中「三万千円」を「六万二千円」に改め、同項イ（五）中「五万五千円」を「九万六千円」に改め、同項イ（六）中「九万四千円」を「十四万三千円」に改め、同項イ（七）中「十五万三千円」を「二十三万九千円」に改め、同項イ（八）中「十八万八千円」を「三十万三千円」に改め、同項イ（九）中「二十万円」を「三十四万四千円」に改め、同項ロを削り、同項ハ中「適合証及び設計住宅性能評価書の写しのいずれも」を「確認書等」に改め、同項ハ（一）中「四万六千円」を「四万九千円」に改め、同項ハ（二）中「十万五千円」を「十万八千円」に改め、同項ハ（三）中「十六万六千円」を「十七万円」に改め、同項ハ（四）中「三十二万七千円」を「三十三万三千円」に改め、同項ハ（五）中「五十八万四千円」を「五十九万二千円」に改め、同項ハ（六）中「百万二千円」を「百万四千円」に改め、同項ハ（七）中「百八十五万三千円」を「百八十七万四千円」に改め、同項ハ（八）中「二百六十四万九千円」を「二百六十七万九千円」に改め、同項ハ（九）中「三百二十四万六千円」を「三百二十八万四千円」に改め、同項中ハをロとする。

別表第二の百八十の二の項中「第三項」を「第五項」に改め、同項ただし書を削り、同項イ中「適合証」を「確認書等」に改め、同項イ（一）中「一万九百円」を「二万五千円」に改め、同項イ（二）中「一万九千円」を「三万八千円」に改め、同項イ（三）中「三万二千円」を「五万八千円」に改め、同項イ（四）中「四万四千円」を「九万三千円」に改め、同項イ（五）中「八万円」を「十四万四千円」に改め、同項イ（六）中「十三万五千円」を「二十一万四千円」に改め、同項イ（七）中「二十一万九千円」を「三十五万九千円」に改め、同項イ（八）中「二十六万九千円」を「四十五万四千円」に改め、同項イ（九）中「二十八万七

千円」を「五十一万六千円」に改め、同項ロ中「適合証」を「確認書等」に改め、同項ロ（一）中「六万七千円」を「七万三千円」に改め、同項ロ（二）中「十五万四千円」を「十六万三千円」に改め、同項ロ（三）中「二十四万五千円」を「二十五万六千円」に改め、同項ロ（四）中「四十八万千円」を「四十九万九千円」に改め、同項ロ（五）中「八十五万九千円」を「八十八万八千円」に改め、同項ロ（六）中「百四十七万四千円」を「百五十二万二千円」に改め、同項ロ（七）中「二百七十二万六千円」を「二百八十一万二千円」に改め、同項ロ（八）中「三百八十九万七千円」を「四百一万九千円」に改め、同項ロ（九）中「四百七十七万七千円」を「四百九十二万六千円」に改める。

別表第二の百八十一の項中「第九条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項ただし書中「得た額」の下に「に変更に係る当該共同住宅等の戸数を乗じて得た額」を加え、同項イ及びロを次のように改める。

イ ロに掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

額

(一) 申請に併せて確認書等を提出する場合 百八十の項のイに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額

(二) 申請に併せて確認書等を提出しない場合 百八十の項のロに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額

ロ 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号。百八十一の二の項及び百八十三の三の項において「改正法」という。）附則第二条第三項各号に掲げる長期優良住宅建築等計画の変更をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(一) 申請に併せて確認書等を提出する場合 百八十三の三の項のイ（二）から（九）までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ同項のイ（二）から（九）までに定める金額

(二) 申請に併せて確認書等を提出しない場合 百八十三の三の項のロ（二）から（九）までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ同項のロ（二）から（九）までに定める金額

別表第二の百八十一の項ハを削る。

別表第二の百八十一の二の項中「第九条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項ただし書中「得た額」の下に「に変更に係る当該共同住宅等の戸数を乗じて得た額」を加え、同項イ及びロを次のように改める。

イ ロに掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

額

(一) 申請に併せて確認書等を提出する場合 百八十の二の項のイに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額

(二) 申請に併せて確認書等を提出する場合 百八十の二の項のイに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額

(三) 申請に併せて確認書等を提出する場合 百八十の二の項のイに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額

ロ 申請に併せて確認書等を提出しない場合 百八十の二の項のロに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額

改正法附則第二条第三項各号に掲げる長期優良住宅建築等計画の変更をする場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(一) 申請に併せて確認書等を提出する場合 百八十三の四の項のイ(二)から(九)までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ同項のイ(二)から(九)までに定める金額

(二) 申請に併せて確認書等を提出しない場合 百八十三の四の項のロ(二)から(九)までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ同項のロ(二)から(九)までに定める金額

別表第二の百八十二の項中「第九条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

別表第二の百八十三の項の次に次のように加える。

<p>百八十三の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>住宅の容積率の特例許可申請手数料</p>	<p>十六万円</p>
<p>百八十三の三 改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下この項から百八十三の六の項までにおいて「改正前長期優良住宅法」という。)第八条第一項の規定に基づく住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更(改正前長期優良住宅法第九条第一項の規定に基づく変更を除く。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>改正前長期優良住宅法の規定に基づく認定を受けている住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(改正前長期優良住宅法第八条第二項において準用する改正前長期優良住宅法第六条第二項の規定による申出をする場合は、山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額を加えた</p>

額)。ただし、共同住宅等にあつては当該額を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額とし、百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

イ 申請に併せて確認書等を提出する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(一) 一戸建ての住宅 六千五百円

(二) 総戸数が五戸以内の共同住宅等 一万千五百円

(三) 総戸数が五戸を超え十戸以内の共同住宅等 一万八千円

(四) 総戸数が十戸を超え二十五戸以内の共同住宅等 二万九千五百円

(五) 総戸数が二十五戸を超え五十戸以内の共同住宅等 四万六千五百円

		<p>(六) 総戸数が五十戸を超え百戸以内の共同住宅等 七万円</p> <p>(七) 総戸数が百戸を超え二百戸以内の共同住宅等 十一万八千五百円</p> <p>(八) 総戸数が二百戸を超え三百戸以内の共同住宅等 十五万円</p> <p>(九) 総戸数が三百戸を超える共同住宅等 十七万五千元</p> <p>ロ 申請に併せて確認書等を提出しない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(一) 一戸建ての住宅 二万三千元</p> <p>(二) 総戸数が五戸以内の共同住宅等 五万三千元</p> <p>(三) 総戸数が五戸を超え十戸以内の共同住宅等 八万四千元</p> <p>(四) 総戸数が十戸を超え二十五戸</p>
<p>百八十三の四 改正前長期優良住宅法第八條第一項の規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の変更(改正前長期優良住宅法第九條第一項の規定に基づく変更を除く。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>改正前長期優良住宅法の規定に基づく認定を受けている住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(改正前長期優良住宅法第八條第二項において準用する改正前長期優良住宅法第六條</p> <p>(五) 総戸数が二十五戸を超え五十戸以内の共同住宅等 二十九万四千五百円</p> <p>(六) 総戸数が五十戸を超え百戸以内の共同住宅等 五十万六千元</p> <p>(七) 総戸数が百戸を超え二百戸以内の共同住宅等 九十三万六千元</p> <p>(八) 総戸数が二百戸を超え三百戸以内の共同住宅等 百三十三万八千元</p> <p>(九) 総戸数が三百戸を超える共同住宅等 百六十四万五百円</p>

第二項の規定による申出をする場合は、山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額を加えた額。ただし、共同住宅等にあつては当該額を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額とし、百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

イ 申請に併せて確認書等を提出する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(一) 一戸建ての住宅 一万円

(二) 総戸数が五戸以内の共同住宅等 一万七千円

(三) 総戸数が五戸を超え十戸以内の共同住宅等 二万七千円

(四) 総戸数が十戸

を超え二十五戸以内の共同住宅等 四万四千五百円

(五) 総戸数が二十五戸を超え五十戸以内の共同住宅等 七万円

(六) 総戸数が五十戸を超え百戸以内の共同住宅等 十万五千円

(七) 総戸数が百戸を超え二百戸以内の共同住宅等 十七万七千五百円

(八) 総戸数が二百戸を超え三百戸以内の共同住宅等 二十二万五千円

(九) 総戸数が三百戸を超える共同住宅等 二十五万六千円

ロ 申請に併せて確認書等を提出しない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(一) 一戸建ての住宅 三万四千五百円

- (一) 総戸数が五百戸以内の共同住宅等 七万九千五百円
- (二) 総戸数が五百戸を超え十戸以内の共同住宅等 十二万六千円
- (三) 総戸数が十戸を超え二十五戸以内の共同住宅等 二十四万七千五百円
- (四) 総戸数が二十五戸を超え五十戸以内の共同住宅等 四十四万二千円
- (五) 総戸数が五十戸を超え百戸以内の共同住宅等 七十五万九千円
- (六) 総戸数が百戸を超え二百戸以内の共同住宅等 百四十万四千円
- (七) 総戸数が二百戸を超え三百戸以内の共同住宅等 二百万七千五百円
- (八) 総戸数が三百戸を超え四百戸以内の共同住宅等 二百七十五万五千円

百八十三の五 改正前長期優良住宅法第八條第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（改正前長期優良住宅法第九條第一項の規定に基づく変更に限る。）の認定の申請に対する審査	改正前長期優良住宅法の規定に基づく認定を受けている住宅の譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	千八百円
百八十三の六 改正前長期優良住宅法第十條の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	改正前長期優良住宅法の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料	千八百円
		(九) 総戸数が三百戸を超える共同住宅等 二百四十六万千円

附則

この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第五十三号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第五の一の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項イ中「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項ロ中「同時に他の同項」を「同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項」に、「申請にあつては」を「申請に係る審査にあつては」に改め、同項中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可

を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、四千三百円）

別表第五の三の項イ中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同表中十四の項を十五の項とし、九の項から十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表八の項中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改め、同項イ中「伴う場合」を「伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項」を「同項」に改め、「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項口中「伴わない場合」を「伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に改め、「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、「同号」を「同法第四条第一項第一号」に、「当該同項」を「当該同法第七条の三第一項」に改め、同項中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 七千二百円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円）

二 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円）

別表第五中八の項を九の項とし、四の項から七の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

五条の三の二第一項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催

料

所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 三千円
ロ その他の者に対する講習会 六千九百円

別表第五に次のように加える。

十六 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査

クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

九千三百円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千六百元）

附則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

山梨県条例第五十四号

山梨県知事 長崎 幸太郎

四 銃砲刀剣類所持等取締法第九 現に銃砲刀剣類

クロスボウ取扱講習会手数料

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和四十年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国営土地改良事業負担金等徴収条例

第一条中「負担金」の下に「及び法第九十条の二第一項の規定による事業に係る特別徴収金」を加える。

第四条第二項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に、「災害復旧を」「災害復旧又は突発事故被害（法第二条第二項第五号に規定する突発事故被害をいう。）の復旧（以下この項において「災害復旧等」という。）を」に、「災害復旧の」を「災害復旧等の」に、「すべて」を「全て」に、「年五パーセント（法第八十八条の二の規定により、工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とする事業で、特定土地改良工事特別会計法（昭和三十二年法律第七十一号）第一条の特別会計により施行される工事に係るものにあつては、農林水産大臣の定める率）」を「当該事業が完了した日が属する年度の翌年度の四月一日における令第五十三条第二項の農林水産大臣の定める率」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（特別徴収金）

第五条 知事は、事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を

有する者が、当該事業の工事の完了につき法百十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業の計画において予定した用途以外の用途（令第五十三条の八に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（法第三十六条の三第一項に規定する所有権の移転等をいう。以下この項において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該事業による利益を受けていないものとなつている場合又は令第五十三条の九各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の特別徴収金の徴収については、第二条第二項の規定を準用する。

3 第一項の特別徴収金の額は、当該事業につき法第九十条第一項の規定により県が負

担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として令第五十三条の十一第二項において準用する同条第一項の規定により算定される額から、当該事業につき法第九十条第二項又は第九項の規定により県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として令第五十三条の十一第二項において準用する同条第一項の規定により算定される額を差し引いて得た額とする。

4 第一項の特別徴収金（これに代えて第二項において準用する第二条第二項の規定により徴収する金銭を含む。）は、一時にその全額を徴収する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十五号

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に着手したこの条例による改正前の第二条第二号に規定する土砂の埋立て等については、なお従前の例による。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十六号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表奈良田第一発電所の項中「三、〇〇〇」を「二、一〇〇」に改

め、同表奈良田第二発電所の項中「四六〇」を「四二〇」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番